

## 調布都市計画

### 深大寺通り沿道観光関連産業保護育成地区の概要

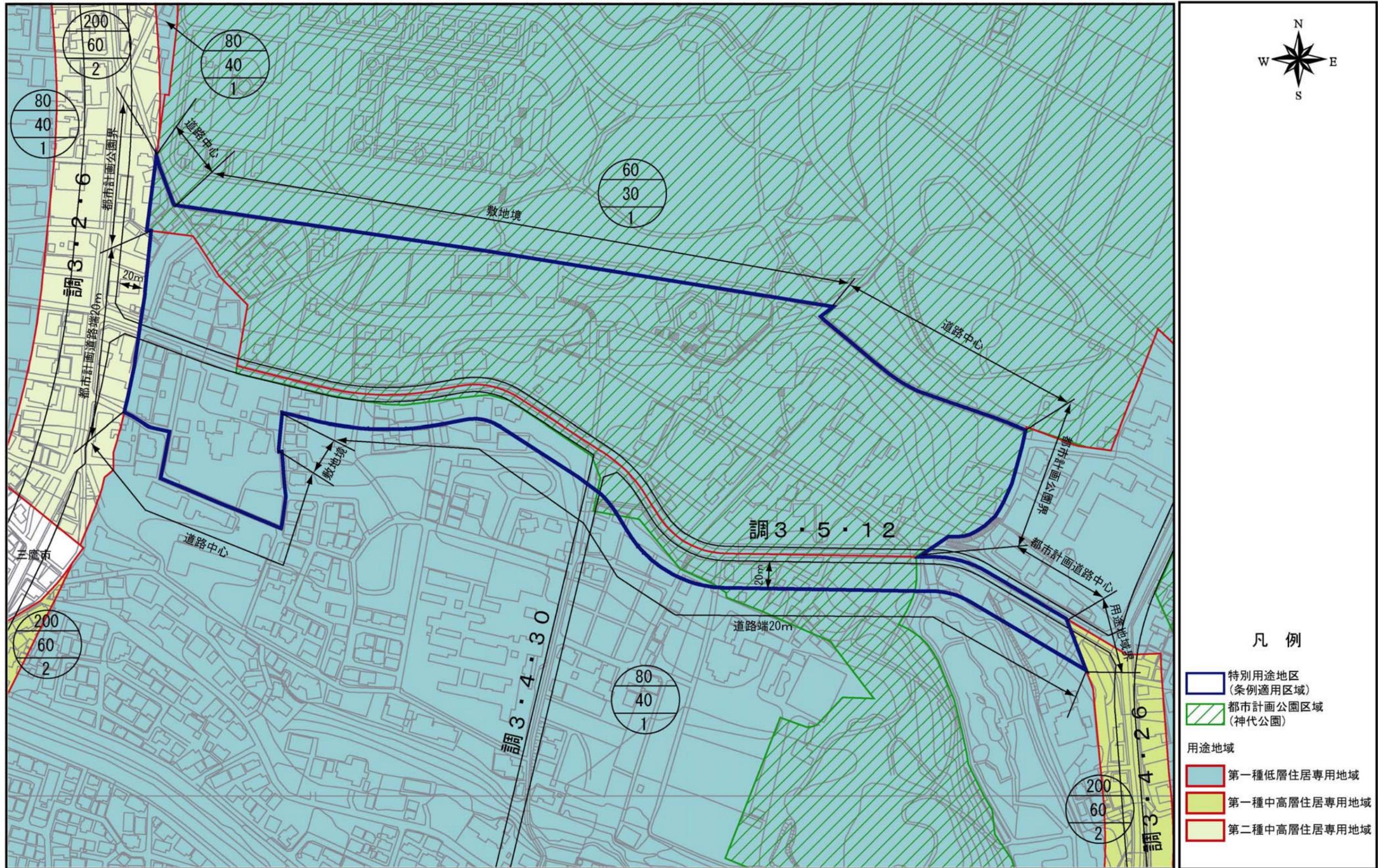


※平成18年4月3日に都市計画決定の告示を行った調布都市計画深大寺通り沿道観光関連産業保護育成地区及び同日に施行した調布市深大寺通り沿道観光関連産業保護育成地区における建築物の制限の緩和に関する条例の概要です。

平成18年4月

調 布 市

# 区域図



※詳細は、都市計画課窓口備え付けの図面にてご確認ください。



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画線から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）17 都市基街第 307 号、平成 17 年 8 月 12 日」  
 「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 の 1 の地形図を使用して作成したものである。（承認番号）17 都市基交第 172 号」

## 調布市深大寺通り沿道観光関連産業保護育成地区における建築物 の制限の緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、深大寺通りの沿道の良好な住居の環境を保護するとともに観光関連産業の保護育成に資するため、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項の規定による建築物の建築の制限の緩和について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) そば店等 そば店又は日本料理店を営むための店舗をいう。
- (2) 喫茶店等 喫茶店又は甘味店を営むための店舗をいう。
- (3) 民芸品店等 民芸品店、菓子屋又は花屋を営むための店舗をいう。
- (4) 作業場 そば店等、喫茶店等又は民芸品店等（花屋を除く。）内の、当該店舗において販売する物品を製造、加工等するための部分で、その床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、同法第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区として指定する深大寺通り沿道観光関連産業保護育成地区に係る都市計画の決定の告示があった区域（以下「深大寺通り保護育成地区」という。）について適用する。

2 この条例は、建築物の敷地が深大寺通り保護育成地区の内外にわたる場合において、当該敷地の2分の1を超える部分が深大寺通り保護育成地区内にあるときは当該敷地の全部について適用し、当該敷地の2分の1以下の部分が深大寺通り保護育成地区内にあるときは当該敷地の全部について適用しない。

(建築制限の緩和)

第4条 前条の規定による区域内においては、法第48条第1項の規定による建築することができる建築物のほか、次の各号に掲げる建築物を建築することができる。

- (1) そば店等（従たる用途として喫茶店等又は民芸品店等を兼ねるものを含む。）で、床面積（当該建築物が住宅を兼ねる場合はその居住の用に供する部分の床面積を除き、作業場を有する場合は当該作業場の床面積を含む。次号及び第3号において同じ。）の合計が250平方メートル以内のもの
- (2) 喫茶店等（従たる用途としてそば店等又は民芸品店等を兼ねるものを含む。）で、床面積の合計が150平方メートル以内のもの
- (3) 民芸品店等（従たる用途としてそば店等又は喫茶店等を兼ねるものを含む。）で、床面積の合計が150平方メートル以内のもの
- (4) 観光案内所、公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物で、床面積の合計が30平方メートル以内のもの

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

### ◆お問合せ先

調布市都市整備部都市計画課

T E L : 042-481-7453 (直通)

F A X : 042-481-6800

登録番号

(刊行物番号)

2012 - 109